

シバタインテックが最新の介護福祉情報をお届けします。

Shibata Welfare Report

Vol.31

Vol.31
INDEX

Q & A

いつまでに介護医療院に転換すれば「移行定着支援加算」を1年間算定できますか？

特集

次期介護保険制度改正の議論を開始 介護保険部会 ほか

ニュース

2019年6月末の介護医療院・療養床数1.4万床、I型が大きく伸張

Q&A

Q. いつまでに介護医療院に転換すれば「移行定着支援加算」を1年間算定できますか？

地域包括ケア病棟と療養病棟（医療療養および介護療養）を併せ持つ、地域の中小病院です。現在、介護療養病棟を介護医療院に転換するための準備を進めています。「移行定着支援加算」の算定を想定してシミュレーションを重ねていますが、加算が算定できるのは2021年3月末までだったと理解しています。加算を丸々1年間算定するには、2020年3月末までに転換を済ませていなければならないのでしょうか？



A. 加算を1年間算定するには2020年3月末までに転換を終える必要があります。

「移行定着支援加算」（93単位／日）は、介護・医療療養病床や、介護療養型老人保健施設（転換型老健）から介護医療院への転換を促進することを目的として、2018年度介護報酬改定で創設されました。個々の介護医療院が算定できる期間と、加算自体の存続期間に期限がある点が特徴です。

まず、前者について説明すると、算定要件を満たした介護医療院が「移行定着支援加算」を算定できるのは、「最初に転換した時期」を起算日として、1年間だけです。この「最初に転換した時期」という表現がポイントで、例えば100床の介護療養病床を半年ごとに50床ずつ、2回に分けて転換させる場合、算定期間の起算日は、最初の50床を転換した日となり、半年後に転換した50床については半年間しか加算を算定できないことになります。

次に後者ですが、「移行定着支援加算」は2021年3月末までの時限措置で、同年4月以降は算定できなくなります。そのため、1年間フルで加算を算定するなら、ご質問のように2020年3月末には介護医療院への転換を終えていなければなりません。手続きに時間がかかる地域もあるようですから、余裕をもった転換計画を立てることが望ましいでしょう。